

平成 27 年 5 月 20 日

知的財産戦略本部御中

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
会長 野村 萬

「知的財産推進計画 2015」の策定について（意見）

知的財産推進計画 2015 の策定について、下記事項をご配慮下さいますようお願い申し上げます。

記

1 クリエーターへの適切な対価還元

文化庁資料「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について」8 頁に記載されているとおり、クリエイターへの適切な対価還元につき、平成 26 年度の文化審議会著作権分科会における議論では結論が得られておらず、平成 27 年度も引き続き検討することとなっている。

私的録音録画に関する実態調査報告書（2014 年 3 月、公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所）では、私的録音録画が現在も大量に行われていることに加え、これらの私的録音録画に実際に使われる機器と補償金の対象となっている機器との大きな乖離が改めて確認された。このことから、自由かつ無許諾で著作物の私的複製を行うことを通じて教養や娯楽などの文化的諸活動を簡便に行うことができている「ユーザー」およびユーザーによる著作物の私的複製を前提として、複製機能を有する大量の機材を製造・販売し、またはサービスを提供することにより大きな利益を得ている「複製手段を提供する者」と複製権の制限を受け、日々行われる大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができていない「権利者」3 者間の深刻なアンバランスが浮き彫りとなったと言える。

このようなアンバランスを早期に解消すべく、平成 27 年度の文化審議会著作権分科会においては、上記の三者における利益の帰属の実態に着目し、経済合理性を備えた新たな制度について精力的に議論を進めるべきである。

2 アジア地域の実演に係る法制度整備と管理団体の育成

知的財産推進計画のもと、国家プロジェクトとして、コンテンツの海外展開が推進され

ている。一方、この施策のメインターゲットとなっているアジア地域においては、実演家の権利保護と集中管理が、著作権に比べて大幅に遅れており、実演が法制度によって保護されていない国や、制度があっても実質的に機能していない国が大多数を占めている。コンテンツの海外展開をビジネス的にも真に成功させるためには、著作権はもちろん、実演家の権利についても、海外での権利保護システムの改善が必須である。知的財産推進計画2014 に引き続き、今年度も実演家の権利に係る現地の権利管理団体の育成や、法制度等の枠組み作りに向けた取り組みを強化、推進すべきである。

以 上